

# いじめの「重大事態」への対応

## I 「重大事態」の判断と県教育委員会への第一報

### 判断及び県教委への第一報のポイント

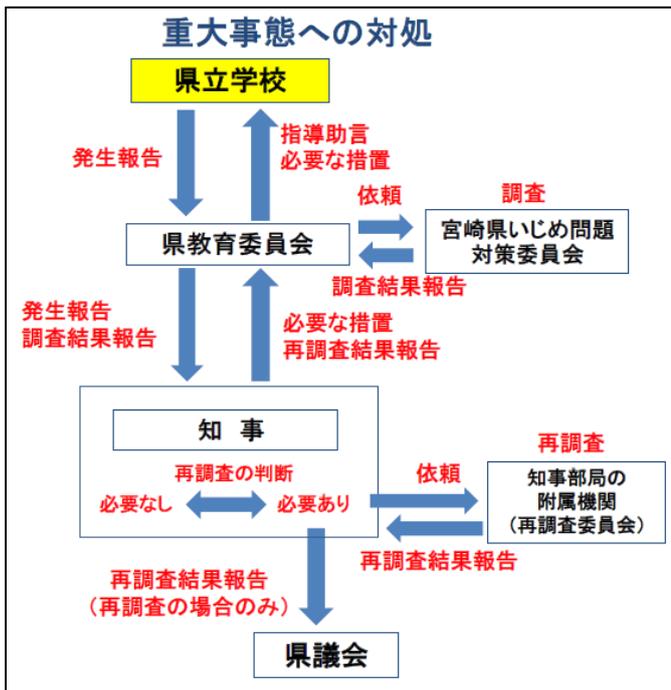
- いずれの事案においても判断のポイントは「重大事態に該当するかもしれないという疑いがあると認めるとき」
- 判断は客観的・多面的に行う
- 疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報をもとに県教育委員会と協議する。

**重大事態に該当するとわずかでも考えられる事案・判断に迷う事案については県教育委員会への第一報を速やかに**

本校における「いじめ不登校委員会」は校内のいじめ対応に当たって平時より実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者と連携して対応します。「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「重大事態」及び「重大事態の判断」を次のように定義しています。今後、「県教育委員会への第一報の時期」については下のとおり取り扱うこととします。

「重大事態」とは	「重大事態」の判断の目安	県教育委員会への第一報の時期
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号より)	⇒ ○児童生徒が自殺を企図した場合(例)自死行為(未遂含む) ○身体に重大な傷害を負った場合(例)骨折、打撲傷、火傷等 ○金品等に重大な被害を被った場合(例)金銭・所持品を脅し取る等 ○精神性の疾患を発症した場合(例)うつ病等の精神疾患等	⇒ 学校がその事案を認知したとき(当日)
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号より)	⇒ 概ね30日程度の欠席 (事案によっては30日を待たずに判断)	⇒ 連続で1週間欠席したとき、又は連続ではないものの欠席日数が7日間になったとき
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(基本的な方針より)	⇒ いじめの有無や因果関係とは別に、児童生徒や保護者の申立てがあり、上記のいずれかの要件を満たす場合。	⇒ 児童生徒や保護者からの申立てがあったとき(当日)

## II 「重大事態」が発生した際の対応の流れ



## III 「重大事態」が発生した際の調査

### 調査のポイント

- 「いつから」「誰から」「どのような行為が行われたのか」を明確に
- 事実をしっかり向き合うこと
- いじめの被害者やその保護者の心情に寄り添うこと
- 資料等は過去の分も含め、全て整理・保管すること

### 「重大事態調査」とは

県立学校で重大事態が発生時の調査は、県教育委員会が設置している調査委員会が行います。しかし、調査委員会による調査以前に、学校でも可能な限り詳細な調査を行い、再発防止につなげる必要があります。学校だけでは対応できない場合警察への援助を求め、連携して対応します。

## IV 再発防止策の策定・報告

### 再発防止策の策定・報告のポイント

- 再発防止策は、学校の基本方針の見直しも含め、いじめ防止に向けた日常的な取組まで含める。
- 重大事態発生時には再発防止策について発生から1か月以内に県教育委員会へ報告

学校においていじめが発生した場合、重大事態か否かにかかわらず、事実を明らかにし、再発防止に努める必要があります。

## 22 人権教育問題

対応内容	処置内容	対応者
差別事象の発覚	差別事象について、日時、場所、当事者、状況を的確に把握する。 落書き等の場合は、現場の保存に努め、写真で記録を残す。	認知職員
報 告	差別事象が発覚した場合は、直ちに生徒指導主事、教頭、副校長、校長へ報告する。	認知職員
実 態 調 査	差別事象に関わった当事者が分かっている場合は、事実確認、事象に至る背景等を聴取する。当事者が直ぐに分からない事象の場合は、学年会・関係教科担任等の協力を得て、当事者の発見に努める。	学級担任 人権教育 担当職員
関係生徒の保護者への説明	差別事象の事実が確認された段階で、関係生徒及び保護者に対して、内容の説明と学校としての対応を説明する。	学級担任 副校長 教頭
人権教育委員会	差別事象の起こった事実について、共通認識を持つ。さらに学校として、対処の仕方及び今後の人権教育の進め方について再検討をする。	委員会
全 体 指 導	差別事象の現実を踏まえて、校内の人権教育指導計画を見直し、必要に応じて人権教育問題に関する指導を全体的に行う。	各学級担任
関係諸機関連絡	教育委員会、人権同和教育室、人権同和教育研究協議会等、校長が判断し連絡を行う。	校 長

## 23 体罰・暴言等

対応内容	処置内容	対応者
問題発生	側近の職員がまず体罰・暴言を止める。保護者からの連絡によって初めて発覚する場合もある。生徒が病院に行く必要がある場合、生命の危機に至った場合は、対教師暴力と同じようにする。	側近の職員
↓		
報告	発生が認められた場合は、直ちに校長（副校長・教頭）に報告しなければならない。	当該職員
↓		
実態調査と謝罪	体罰・暴言を与えた職員に対し、校長・副校長・教頭は速やかに事情を聴取し、その職員とともに保護者自宅を訪ね、体罰行為について謝罪する。（理由はどうあれ、体罰は絶対許されない。言い訳等は控えるようにし、保護者の要望によっては、状況について説明する程度に留める。）	校長 副校長 教頭 当該職員
↓		
今後の対応策検討	必要な範囲の会議を開き、今後の対応策について検討する。体罰の実態、それに至った背景、指導の在り方と留意点、他の保護者・生徒への対応、報道機関への対応等について協議する。	対策会議 職員会議
↓		
関係諸機関連絡	校長が判断し行う。	校長

## 24 ハラスメント(被害者が生徒の場合)

※ 別途定めるハラスメント相談員を中心に対応する。

対応内容	処置内容	対応者
ハラスメント発覚	ハラスメント被害を受けている生徒から相談・連絡を受けた職員、または、ハラスメント被害の現場を目撃した職員は、その内容について記録をとり、生徒が被害感情・不快感を感じていることを確認する。また、管理職に伝えてよいか確認する。被害生徒の保護者や友人等から情報を得た場合は、直接被害生徒に前述の内容確認を行う。	認知職員
報告	ハラスメントの発生を認知した職員は、速やかに管理職および生徒指導主事に報告する。校長は教育委員会に第一報を入れる。	認知職員 管理職
実態調査	ハラスメント相談委員会を開き、ハラスメント発生の報告をもとに事実の確認方法を協議し、分担して正確な事実の聞き取りを行う。聞き取りは各々の心情に配慮して行い、被害生徒と加害者の意見の相違があれば、委員会で確認し、再度丁寧に聞き取りを行う。	ハラスメント 相談委員会
ハラスメント 相談委員会	ハラスメント相談委員会を開き、聞き取りの結果からハラスメント被害の事実の認否を行い、事後の対処方針を協議する。教育委員会に報告と相談を行い、学校としての対応および指導方針を固める。	ハラスメント 相談委員会
関係生徒と保護者 への説明	被害生徒、保護者に事実の説明と謝罪を行うとともに、今後の学校の対応について説明し、理解を求める。その際、被害生徒側の希望を最優先して対応する。説明には校長、副校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任・学級担任が必ず立ち合う。ハラスメント問題は深刻かつ重大な問題であるため、被害生徒側に十分配慮した誠意ある対応を心掛ける。	管理職 生徒指導主事 当該学年主任 当該学級担任
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害生徒のケアを、スクールカウンセラーや専門機関と連携・協力して行う。</li> <li>加害者の被害生徒側への謝罪や保護者全体への説明は、被害生徒側の心情や加害者のプライバシー等に配慮して実施の可否を判断する。</li> <li>職員研修等、再発防止に向けた取組を実施する。</li> <li>教育委員会の助言や指示を仰ぎながら進める。</li> </ul>	管理職 当該学年職員 教育相談担当 生徒指導主事
関係諸機関連絡	校長が判断し、行う。	校長

## 25 家出及び自殺予告

対応内容	処置内容	対応者
家出の通報受報	学年、学級、性別、氏名、家出の日時、状況等について聴取してし っかりメモする。通報者が家出した生徒本人であった場合は、受容 的態度で話を聞き家出した原因と現在の居場所を聞き出す。	受 報 者
校 内 連 絡	受報者は、校長・副校長・教頭へ直ちに連絡する。その後、学級担 任、学年主任、生徒指導主事に連絡する。	受 報 者
現 状 確 認	学級担任は、家庭訪問して家出の原因や行き先に心当たりがないか 聴取する。また、当該生徒の親しい友人からも情報を収集する。	学級担任
状 況 報 告	校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援コディネー ターに報告する。緊急を要する事態(自殺予告等)であるときはできるだ け早く校長、副校長、教頭にその旨連絡する。	学級担任
対 応 策 検 討	学年会、生徒指導部会等、必要な範囲の会議を開き、今後の対応策 について検討する。 緊急を要する事態(自殺予告等)であるときは、職員会議を開いて対 応策を協議する。	学年主任 生指主事 職員会議
関係諸機関連絡 (警察・県教委等)	校長が判断し行う。	校 長

## 26 校外事件（万引き、窃盗、暴力行為、暴走行為、薬物乱用、情報関連問題、その他）

対応内容	処置内容	対応者
事件発覚	通報を受けた場合は、生徒氏名・クラスを確認、通報者、関係機関等の確認を行い、できるだけ事実状況を把握するとともに、学校職員・保護者に連絡を取る。	受報者
↓		
校内連絡	学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭・副校長・校長に状況を連絡説明し、対応法を得る。(関係機関との連絡)	受報者
↓		
引き取り	学級担任、生徒指導部(主事)とで事件現場に行き、謝罪し、生徒を引き取り学校へ連れ帰る。	生指部 学級担任
↓		
事情聴取と指導	生徒指導部(主事)で、その日の行動を含めて事件に至る事実関係を聞き、事件の全容を明らかにする。また、生徒の立場、環境、人間関係等にも配慮しながら今後の学校生活に支障のないよう指導する。(生徒指導委員会開催)	生指部 学級担任
↓		
家庭連絡	保護者に来校を要請し、事件の全容と経過等について説明、家庭の理解と指導の協力を要請する。(関係機関等への連絡・謝罪ができていないかを確認)	学級担任
↓		
関係諸機関連絡	校長が判断し行う。	校長

## 校 外 事 件

発 覚 日 時	平成 年 月 日( ) 時 分				発 生 場 所						
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担 任 名						
保 護 者 氏 名			住 所			TEL		地 区			
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担 任 名						
保 護 者 氏 名			住 所			TEL		地 区			
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担 任 名						
保 護 者 氏 名			住 所			TEL		地 区			
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担 任 名						
保 護 者 氏 名			住 所			TEL		地 区			
事 件 の 概 要											
事 件 の 全 容											
動 機											
当 日 の 行 動											
類 似 行 為											
今 後 の 指 導											

## 27 不審者の侵入、不審物の発見等

※ (1) 第一報による対応の判断 【緊急対応が必要な事態例】

- ・凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- ・登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした、声を掛け連れ去ろうとした、金品を奪われた。
- ・校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない、犯罪被害を受ける可能性がある。
- ・校内での不審物発見

対応内容	処置内容	対応者
不審者発見 不審物発見	発見者は、直ちに校長、副校長、教頭、近くの職員に連絡する。 通報を受けた受報者は、生徒氏名・クラスを確認、通報者、関係機関等の確認を行い、できるだけ事実状況を把握するとともに、学校職員に連絡を取る。 <b>人命に関わる緊急時は、近くの火災報知機等で全校に知らせる。</b>	受報者
状況確認	職員数名で事情聴取し、指示をする。 学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭・副校長・校長に状況を連絡説明し、対応法を得る。(関係機関との連絡) 事務室を経由して対応させ、校外に退去させる。 不審物には絶対に触らない。	受報者
生徒避難	周辺立入禁止措置等 居合わせた職員で誘導する。生徒の生命を第一に考える。	生指部 学級担任
緊急職員会議	現状報告、保護者対応説明。事後措置と再発防止に向けて協議する。	全職員
保護者への連絡	生徒並びに保護者に説明し、今後の協力を請う。	学級担任
関係諸機関連絡	校長が判断し行う。	校長

〈注意事項〉

- (1) 平素より不審者を見つけたら教職員に連絡するよう指導しておく。
- (2) 緊急時は警察や近隣協力者に申し出ること、人命に関する緊急時は、近くの火災報知機を押す等を指導しておく。
- (3) 不審者に対する事情聴取は、必ず数名の職員で行い、距離を保ち、言葉遣いに十分気をつける。
- (4) 来校者は保護者・卒業生を問わず、必ず事務室を通すようにする。
- (5) 保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

## \*27—追記 不審者侵入未然防止策

### ア. 校外への対策

「関係者以外立入禁止・不法侵入禁止」等看板の設置（以下6カ所）

- ①正門 ②南駐輪場 ③東駐輪場 ④階段最上部（2カ所）⑤弓道場

### イ. 校門から玄関までの対策

「御用の方は事務室で受付をお願いします」看板の設置（以下2箇所）

- ① 来客者用駐車場 ②玄関前

「生徒職員以外の無断立入はご遠慮ください」札を1階各入口に貼付

- ① 生徒昇降口 ② 校舎西入口 ③ 校舎東入口

### ウ. 玄関での対応

「来校者受付」にて 来校時間・氏名（所属舎）・訪問相手の記入を求める

「入校許可証」（通し番号付）を渡し、滞在中の装着を求める



## 28 学校への犯罪予告

対応内容	処置内容	対応者
不審電話入電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気付かれないよう注意しつつ、周辺の教職員に合図で知らせ、電話機のスピーカー機能を入れる。</li> <li>・周辺教職員はICレコーダを持ち出し、録音を開始する。</li> <li>・電話対応者、周辺教職員のそれぞれが必ずメモを取る。</li> <li>・落ち着いて、以下の事項をできるだけ詳しく聴き取る。 爆発物等は、いつ、どこに、どのようなものか。理由、要求相手の特徴、性別・年齢、声の特徴、周囲の環境音</li> </ul>	受報者
状況報告	<p>教頭・副校長・校長に第一報。</p> <p>管理職から警察（110番）ならびに県教育委員会に連絡。</p> <p>学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭・副校長・校長に状況を連絡説明し、対応法を得る。</p> <p><b>教職員による捜索・点検等は実施しない</b></p>	受報者
生徒避難	<p>居合わせた職員で誘導する。生徒の生命を第一に考える。</p> <p>危害予告・不審物発見時の避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一候補：グラウンド・体育館</li> <li>・第二候補：各教室</li> </ul>	生指部 学級担任
緊急職員会議	現状報告、保護者対応説明。事後措置と再発防止に向けて協議する。	全職員
保護者への連絡	生徒並びに保護者に説明し、今後の協力を請う。	学級担任
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認（必要に応じて）下校連絡等</li> <li>・保護者、報道機関対応（必要に応じて）</li> <li>・心のケア</li> </ul>	学級担任

※ 保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

## 29 交通事故発生時の対応

対応内容	処置内容	対応者
交通事故発生第一報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡者を落ち着かせながら、右記の事項を聴き取る。</li> <li>・ 聴き取り内容は、復唱しながら確認し、必ずメモを取る。</li> </ul>	受報者
状況確認	<p>【聴き取り項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童本人及び相手方の被害（ケガ等）の程度</li> <li>・ 事故の発生場所、発生時刻、状況（概要）</li> <li>・ 加害事故、被害事故の別</li> <li>・ 救急車の手配状況、搬送先、110番通報の有無</li> </ul>	受報者
対応指示	<p>管理職へ報告</p> <p>生徒保護者に第一報、県教育委員会に第一報</p> <p>未通報の場合、救急（119番）警察（110番）通報</p> <p>学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭・副校長・校長に状況を連絡説明し、対応法を得る。生徒の生命を第一に考える。</p>	教頭 生指部 学級担任
現場急行	<p><b>救急手配・搬送未了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故現場へ急行（救急セット、連絡用携帯電話を携行）</li> <li>・ 負傷者等の応急手当</li> <li>・ 現場周辺にいる他生徒対応（安全確保、当面の行動指示等）</li> <li>・ 警察対応（可能な範囲で警察等からの情報収集）、救急車同乗</li> <li>・ 学校への状況報告</li> </ul> <p><b>救急搬送済み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬送先へ急行（連絡用携帯電話を携行）</li> <li>・ 負傷者等の容態把握</li> <li>・ 警察への対応（可能な範囲で警察等からの情報収集）</li> <li>・ 学校への状況報告</li> </ul>	学級担任 生指部 養護教諭
緊急職員会議	現状報告、保護者対応説明。事後措置と再発防止に向けて協議する。	全職員
事後対応	<p>現場からの情報をもとに、以後の対応を判断</p> <p>複数児童の被災など、重大・深刻な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的対応の体制を取る</p>	学級担任 担当職員